

## ●各種連絡事項資料

### 目 次

〈障害福祉課管理係〉	
富山県障害者計画（第4次）の概要	1
富山県虐待通報窓口について	2
ヘルプマークについて	3
富山県障害者芸術活動支援センターばーと◎とやまについて	5
〈障害福祉課自立支援係〉	
令和3年度障害者工賃向上支援（農福連携含む）について	7
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて	8
〈障害福祉課地域生活支援係〉	
富山県発達障害児支援体制イメージ及びほっぷの事業概要	10
令和3年度発達障害に関する取組み（県障害福祉課分）	11
富山県医療的ケア児等支援センター（チラシ）	12
障害福祉事業所を対象とした	
重症心身障害・医療的ケアに関する事業について	13
重症心身障害児（者）等受入促進事業のご案内	15
喀痰吸引等研修受講推進事業のご案内	17
令和3年度本県における手話関連施策の状況	18
富山県手話普及活動促進事業 出前手話講座について	19

〈健康対策室健康課精神保健福祉担当〉

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 . . . . .	20
令和3年度富山県精神障害者支援人材育成研修事業 . . . . .	23
富山県依存症相談支援センターについて . . . . .	24

# 富山県障害者計画(第4次)の概要

## I 計画の基本的な考え方

### 1 計画の趣旨

現計画期間の成果と課題、障害者の現状、国の障害者施策に加え、「元氣とやま創造計画」、「富山県民福祉基本計画(第2次改定版)」や国の障害者基本計画(第4次)などを踏まえ、本県における障害者施策の一層の推進を図るため、その基本となる計画を策定する。

### 2 計画の性格・位置付け

- ① 障害者基本法に基づき富山県の障害者計画
- ② 市町村が障害者施策を推進するうえで、その基本的方向を示した計画
- ③ 障害のある人を含む県民、事業者、福祉団体等の協働指針となる計画
- ④ 「元氣とやま創造計画」、「富山県民福祉基本計画(第2次改定版)」の個別計画

### 3 計画の期間: 2019年度～2023年度〔5年間〕

### 4 基本理念

地域の資源を活かしながら、住民相互が包括的に支え合うことにより、年齢や障害の有無等にかかわらず、住み慣れた地域で安心して生活できる「とやま型地域共生社会」の構築を目指します。

### 5 障害者の概念

身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

### 6 基本的視点

- 1 障害者本人の自己決定を尊重する
- 2 障害者等の自立を支援し、社会参加を促進する
- 3 障害者本位の総合的で切れ目のない横断的な支援を展開する
- 4 障害の特性に応じたきめ細かな支援を実施する
- 5 ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化を推進する

## III 計画の推進体制

- 1 障害保健福祉圏域 4圏域(富山、高岡、新川、砺波)
- 2 施策の推進体制 幅広い分野での連携  
国・市町村、障害者団体、NPO・企業等民間団体との連携
- 3 計画の進行管理 障害者施策推進協議会に進捗状況等を適宜報告

## 4つの基本項目

## II 計画の内容(合計472の施策)

法:障害者基本法  
条約:障害者の権利に関する条約

### I とやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備(147施策)

- 1 障害及び障害のある人に対する理解の促進(法第7条/条約第8条、第10条)
  - (1)啓発・広報活動の推進
  - (2)福祉教育の推進
  - (3)地域における交流の促進と県民の参加
  - (4)ボランティア活動の推進
- 2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止(法第4条、23条/条約第10条、12条、14条、16条)
  - (1)障害を理由とする差別の解消
  - (2)権利擁護の推進及び虐待の防止
- 3 コミュニケーション支援体制の確立(法第22条/条例第9条、21条、24条関係)
  - (1)情報バリアフリー化の推進
  - (2)コミュニケーション支援の充実
- 4 住みよい生活環境の整備(法第20条、21条/条約第9条、19条、20条、28条)
  - (1)暮らしやすい住まいの整備
  - (2)人にやさしいまちづくりの整備
  - (3)利用しやすい交通、移動手段の整備
  - (4)ユニバーサルデザインの普及
- 5 安心して暮らせるまちづくりの推進(法第22条、26条、27条/条約第9条、21条、24条)
  - (1)交通安全対策の充実
  - (2)防災対策の推進
  - (3)防犯対策の推進

### II 個々のニーズに応じた福祉サービスの充実(148施策)

- 1 相談支援体制の整備(法第14条、17条、23条/条約第12条、19条、20条、23条、26条、28条)
  - (1)自己決定の尊重及び意思決定の支援
  - (2)地域における相談支援体制の充実
  - (3)専門的な相談支援体制の充実
- 2 地域生活を支援するサービスの充実(11に同じ)
  - (1)障害特性等への対応
- 3 障害者施設整備の方向と施設機能の充実・活用(11に同じ)
  - (1)施設整備の基本的な考え方
  - (2)施設機能の充実と地域生活支援への活用
- 4 質の高いサービスの提供(11に同じ)
  - (1)サービスの質の向上
  - (2)福祉を支える人材の育成・確保・定着

### III 質の高い保健・医療体制の充実(80施策)

- 1 保健・医療施策の充実(法第14条、17条、23条、31条/条約第12条、14条、19条、25条、26条)
  - (1)障害の原因となる疾病の予防・早期発見
  - (2)保健・医療体制の充実
  - (3)リハビリテーション提供体制の充実
  - (4)精神保健・医療施策の推進
  - (5)保健・医療を支える人材の育成・確保

### IV 個性を尊重し社会参加を促進する支援の充実(97施策)

- 1 障害のある子どもの教育・育成の充実(法第16条、17条/条約第24条、30条)
  - (1)インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進
  - (2)一貫した教育相談体制の充実と生涯学習の推進
  - (3)地域教育体制の整備
- 2 雇用・就労の促進(法第15条、18条、19条、23条、24条/条約第19条、24条、26条、27条、28条)
  - (1)障害のある人の雇用促進、就労支援
  - (2)福祉的就労の充実
- 3 社会参加活動の推進(法第25条/条約第30条)
  - (1)スポーツ活動の振興
  - (2)文化芸術活動等の振興
  - (3)社会参加促進事業等の推進

## 富山県虐待通報窓口について

### 1 障害者虐待防止について

障害者の尊厳を守り、障害者の自立と社会参加の促進のため、障害者に対する虐待の未然防止、早期発見、虐待を受けた障害者の保護、自立支援などを行う、「障害者虐待防止法」が、平成24年10月1日から施行されました。

障害者虐待にあたる行為	
身体的虐待	暴力等により、身体に傷やあざ、痛みを与える行為。また、身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。
性的虐待	本人が同意していない性的な行為やその強要をすること
心理的虐待	脅したり、侮辱する言葉や態度、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること
放棄・放任 (ネグレクト)	食事や排せつ、入浴、洗濯など身辺の世話や介助をせず、身体・精神状態を衰弱させること
経済的虐待	本人の同意なしに、財産や年金、賃金を使うこと。また、理由なく金銭を与えないこと

障害者虐待の種類	内容	相談・通報窓口
養護者による虐待	身辺の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている家族、親族、同居人等による虐待	市町村障害者虐待防止センター
障害者福祉施設従事者等による虐待	障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所で働く職員による虐待	市町村障害者虐待防止センター
使用者による虐待	障害者を雇用する事業主等による虐待	市町村障害者虐待防止センター 又は富山県障害者権利擁護センター

### 2 相談・通報窓口

【富山県障害者権利擁護センター】（富山県厚生部障害福祉課内）

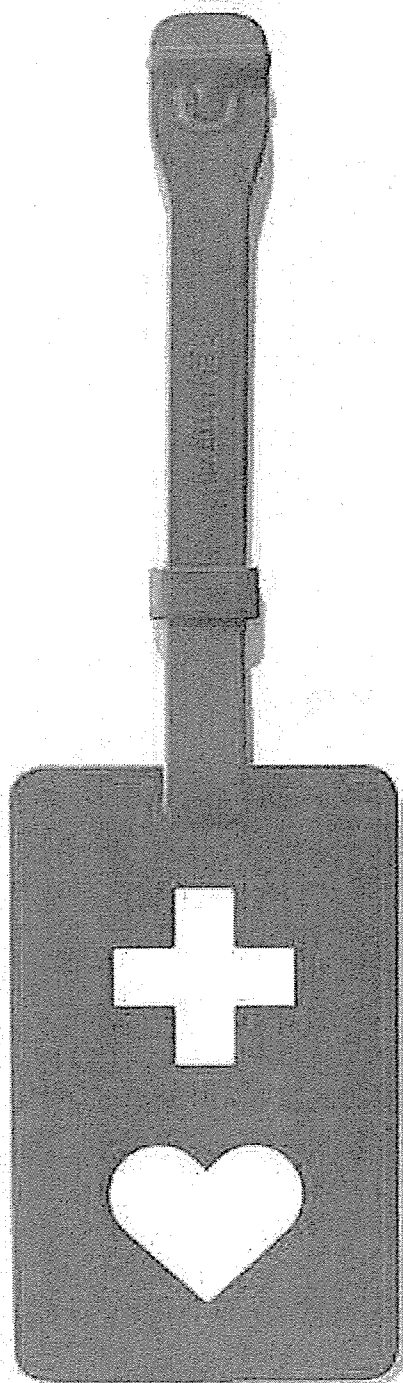
TEL 076-444-3959（平日 8:30～17:00）、080-8695-3726（休日・夜間）

FAX 076-444-3494

E-mail ml-shogaikenri@pref.toyama.lg.jp

ヘルプマークを知っていますか？

援助が必要な方のためのマークです。

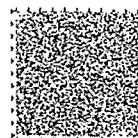


外見からは分からなくても援助が必要な方がいます。

このマークを見かけたら、困っているようであれば、

電車内で席をゆずる、声をかける等、

思いやりのある行動をお願いします。



## 配慮を必要としている方のための 「ヘルプマーク」の普及に取り組んでいます。

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方がいます。そうした方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、「ヘルプマーク」を作成し、普及に取り組んでいます。

### 電車・バスの中で、席をお譲りください。

外見では健康に見えても、疲れやすかったり、つり革につかまり続けるなどの同じ姿勢を保つことが困難な方がいます。また、外見からは分からないため、優先席に座っていると誤解をされるなど、ストレスを受けることがあります。

### 駅や商業施設等で、声をかけるなどの配慮をお願いします。

交通機関の事故等、突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な方や、立ち上がる、歩く、階段の昇降などの動作が困難な方がいます。

### 災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。

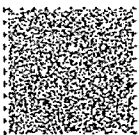
視覚障害者や聴覚障害者等の状況把握が難しい方、肢体不自由等の自力での迅速な避難が困難な方がいます。

- 下記の場所でヘルプマークを必要とする方に配付しています。

富山県庁障害福祉課／各市町村障害福祉担当課／県厚生センター及び富山市保健所

- ヘルプマークの裏面には、必要な支援が記載されたシールが貼ってあります。みなさまのあたたかいご支援をお願いします。
- ヘルプマークの普及を応援いただける方や事業所にポスター及びチラシをお配りしています。詳しくは県庁障害福祉課までお尋ねください。
- 詳しくは、下記の県庁ホームページをご覧ください。

[http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1209/kj00019094.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1209/kj00019094.html)

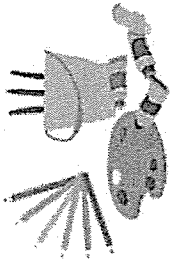


(問合せ先)

富山県厚生部 障害福祉課 電話 076-444-3211(直通) FAX 076-444-3494

アートバンクにご協力ください!

# Be = ART TOYAMA ART・BANK



## 活動支援

県内で創作活動にがんばる障がい者の発表活動や環境整備の応援に活用させていただきます。振込などお手紙をおかけしますが、どうかよろしくお願いたします。

一回 1000円です。

振込先 ゆうちょ銀行 店名【番】三二八【328】

記号番号 13230

口座番号 19064611 バートヤマ

## 画材支援

家庭でねむっていた画材や参考資料になりそうな古本などを必要としているところに、寄付します。センターに在庫お持ちいただくか、下記住所までお送りください。

## アートとフクシのカルチャーブック!

「Be=ART」がアート

ひとりひとりがありのままに活躍する

多様な時代

だからこそ

生活に

アートの

スパイスを!



毎年夏、県の  
2シーズンに  
発行される  
フリーペーパー  
です!

## ワークショップ参加

### ボランティアなどのお申し込み

下記①~⑦につきまして、下記のメールまたは郵送で参加の意向をお知らせください。

(定員のある事業は人数に達し次第締め切ります)

- ①参加希望の事業
- ②お名前(ふりがな)
- ③ご住所
- ④メールアドレス
- ⑤電話番号(当日の連絡先)
- ⑥その他(所属、付き添いなど)

※日曜等詳細はまはり大塚、ホームページでお知らせします。

富山県障害者芸術活動支援センターバートとやま

〒933-0115富山県高岡市伏木古元町2-5

アートNPO工房ココベリ内

TEL: 070-2643-0796 E-Mail: beart.toyama@gmail.com

ホームページ: <http://bearttoyam.jimdofree.com/>



検索

バートとやま

beart.toyama@gmail.com

「Be=ART」という言葉には、「存在すること、生きること」は「表現」そのものである、という思いを込められています。障がいがあっても誰かが思い知り「創作」や「表現」に夢中になれるよう、支援、環境整備に取り組んでいます。現在対象としている芸術分野は、絵画、陶芸等の「具象」に関する分野です。

## 障がいのある方の芸術活動表現活動を応援しています

富山県障害者芸術活動支援センターバートとやま

# は・be=ART とやま

令和3年度  
障害者の  
芸術活動  
支援事業

## Aat commu アート・コミュニティ 活性化・人材育成



障がいのある人の芸術活動を支援する人材の育成、表現と社会をつなげる仕組みづくりを目的とした研究会「アート・コミュニティ」を開催します。

## Consultation 相談支援

障がいのある人やその家族、事業所の職員など、創作活動や支援方法、権利保護について様々な相談を電話、メールで受け付けています。直接来所される場合は事前にご連絡ください。

## Art event アート・イベント

発表催しの創出



障がいのある人の芸術活動の魅力発信と作品発表の機会創出のための展覧会やイベントを開催します。

## Network ネットワーク

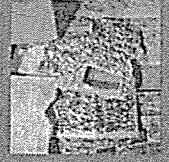
人材交流・コラボレーション

県内外の障がいのある人の芸術活動に関わっている人にもちろん、様々なジャンルの人同士をつなぎ、情報交換や相互協力を通して普及を進めます。



## Archive アーカイブ

表現する人、作品の発掘・調査・保護



「作品と呼べるかわからないけど、なんかすごい、おもしろい」から「すごいテクニクだ!」まで、いろんな情報をお待ちしています。県内の作家、作品のアーカイブに取り組んでいます。

アートコミュ

誰でも創作体験!

7月31日(土)

10:00~16:00

イロドリアソビ 場所 富山環水公園 天門橋



みんな  
おいてよ!

事前申込者による  
ワークショップ

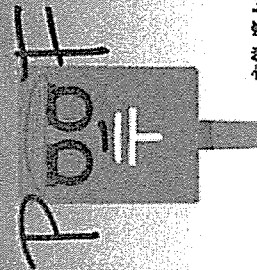
10:00~12:00

自由体験時間

13:00~16:00

カラシールやカラセロファンを自由に切って貼って天門橋をカラフルな「イロドリ川」にします。そして窓には、カラフルな「イロドリ窓」を! とっても簡単! そして自由! ハンディキャップのある方も遠慮なく参加ください!

協力: (有)フジサワ建築



障がいのある人の  
アート作品をつめた  
箱形ギャラリーが郵  
便局から郵便局へ  
笑顔をつなぐ旅をし  
ます。

主催 富山県西部区連絡会内の郵便局

富山県西部の郵便局をゆっくりと巡回します!  
9月頃から巡回予定!

PO-OF ART PROJECT

まぜまぜわーくショップ

アートなおきてアートの日

Art-brut©TAKAOKA vol.7

富山西部

さきり感  
麻縄飾り  
粘土工作  
消しゴムハンコ  
公開制作  
三崎琴山展  
作品展  
などなど

11月7日(日)

10:00~16:30

入場は16:00まで

会場 勝興寺(高岡市伏木)  
入館料 500円が必要です。

アートコミュ  
まぜまぜわーくショップ

会場、会期は  
未定です。  
富山県東部での  
開催を予定して  
います。

富山東部

マスクごしに世界を見る

そんな生活がつづくときだからこそ

いろんな表現、いろんな人と人との出会う

まぜまぜな時間を大切にしたいですね

もちろん気を付けながらですよ

CAFÉ GALLERY  
OPEN!

Art goods!



障音のある人も芸  
術文化に親しめる様々な  
アートイベントを計画してい  
ます。  
HPなどで随時お知らせし  
ていきます!

FORUM!

ART  
TOUR!

exhibition

だれでもちごて

みないいが

高岡市

多様的で自由な作品展示と活動紹介で  
「障がい者週間」を応援します。



12月初旬 高岡市役所ロビー



Bye Bye 567

Welcome 556



## 令和3年度障害者工賃向上支援事業概要（農福連携含む）

### 1 事業概要

障害者就労支援事業所における障害者の工賃の向上を図るための具体的な方策等を定めた第5期工賃向上支援計画（R3策定予定）に基づく具体的な事業を実施する。

### 2 全体事業

平成19年度	支援計画策定
平成20年度～23年度	第1期計画に基づく具体的施策実施、検証作業
平成24年度～26年度	第2期計画に基づき具体的施策実施、検証作業
平成27年度～29年度	第3期計画に基づき具体的施策実施、検証作業
平成30年度～32年度	第4期計画に基づき具体的施策実施、検証作業
令和3年度～5年度	第5期計画に基づき具体的施策実施、検証作業

### 3 事業内容（工賃向上支援計画に基づく取組みの推進）

#### (1) 意識向上・共有に向けた取組み

事業所における「経営力」を育成・強化するため、法人・職員の意識改革・啓発、リーダーシップの醸成を目的とした研修を実施する。また、自主製品創出における成功事例等を通して、魅力的な自主製品の製作・販売への移行を促進する。

- ① 管理者及び工賃引上げ推進員向け経営マネジメント研修
- ② 自主製品創出研修

#### (2) 事業所の体制整備

経営視点を導入し、工賃向上の実現性の高い工賃向上計画を作成するとともに、商品の品質向上、新商品の開発などを喚起する。

- ① 新分野・技術指導研修
- ② 経営コンサルタント派遣
- ③ 商品品質向上等実地指導者派遣

#### (3) 地域との連携強化に向けた取組み

販売・宣伝等に関する企業ノウハウを学べる機会を設け、企業等に対し、事業所の取組みや商品・サービスの認知度向上を図る。また、共同受注窓口等を活用した受注販売を行うことで、取引先の拡大に努める。

- ① 企業との連携研修
- ② 共同ネットワーク事業

#### (4) 多様な就労の場の確保／施設外就労の活用

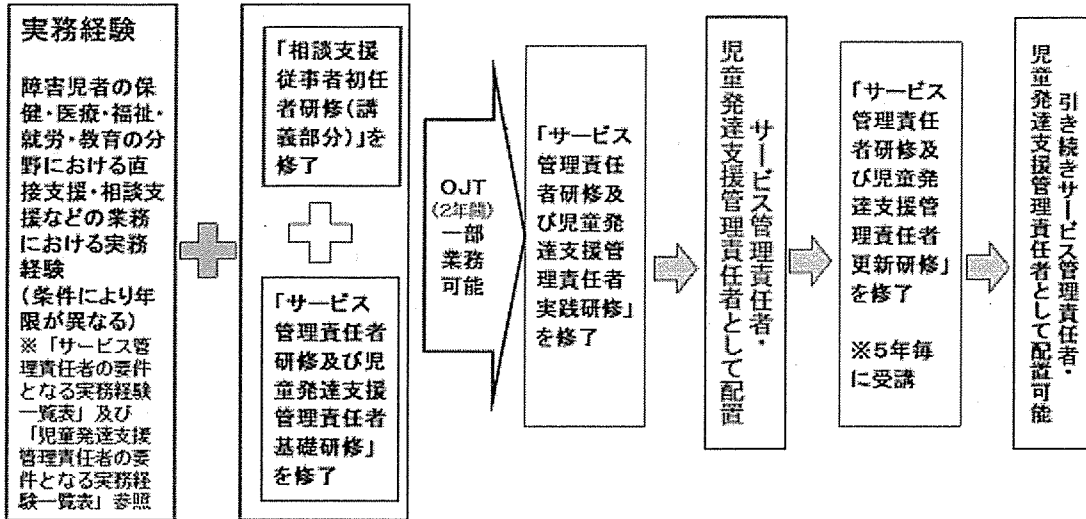
施設外就労の先進事例や市場のニーズ等を調査・分析し、他産業との連携による新たな就労分野の開拓を図る。

- ① 施設外就労移行支援研修
- ② とやま農福連携障害者支援マルシェ事業
- ③ 農福連携マッチング事業

# サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

令和元年度より、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者(以下「サービス管理責任者等」という。)の養成に係る研修制度について見直しがされ、研修体系が改定されていますので、ご注意ください。

## サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件

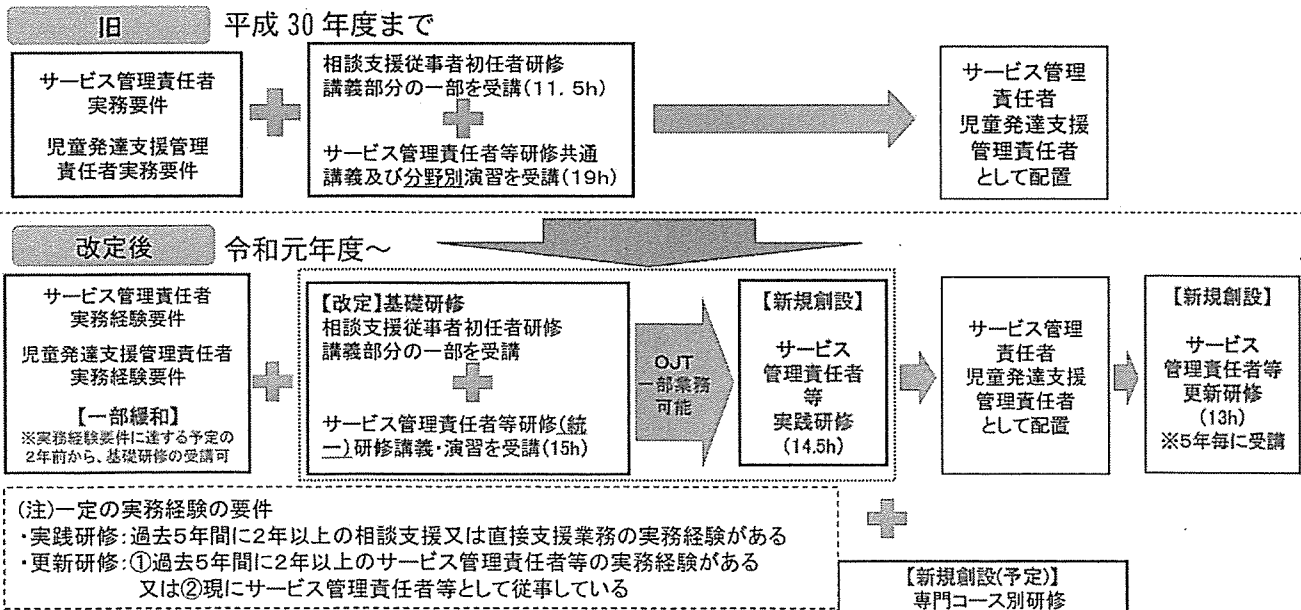


### 研修の受講に関する実務経験要件

- ・基礎研修: サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者としての実務経験要件を満たす2年前から受講可能
- ・実践研修: 基礎研修修了後、5年間に遡算して2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験があること。
- ・更新研修: ①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員の実務経験、又は②現にこれらの業務に従事していること。

〇やむを得ない事由によりサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者が欠けた場合は、1年間の実務経験者であるものについては、研修を修了しているものとみなす。

### 【見直しイメージ】

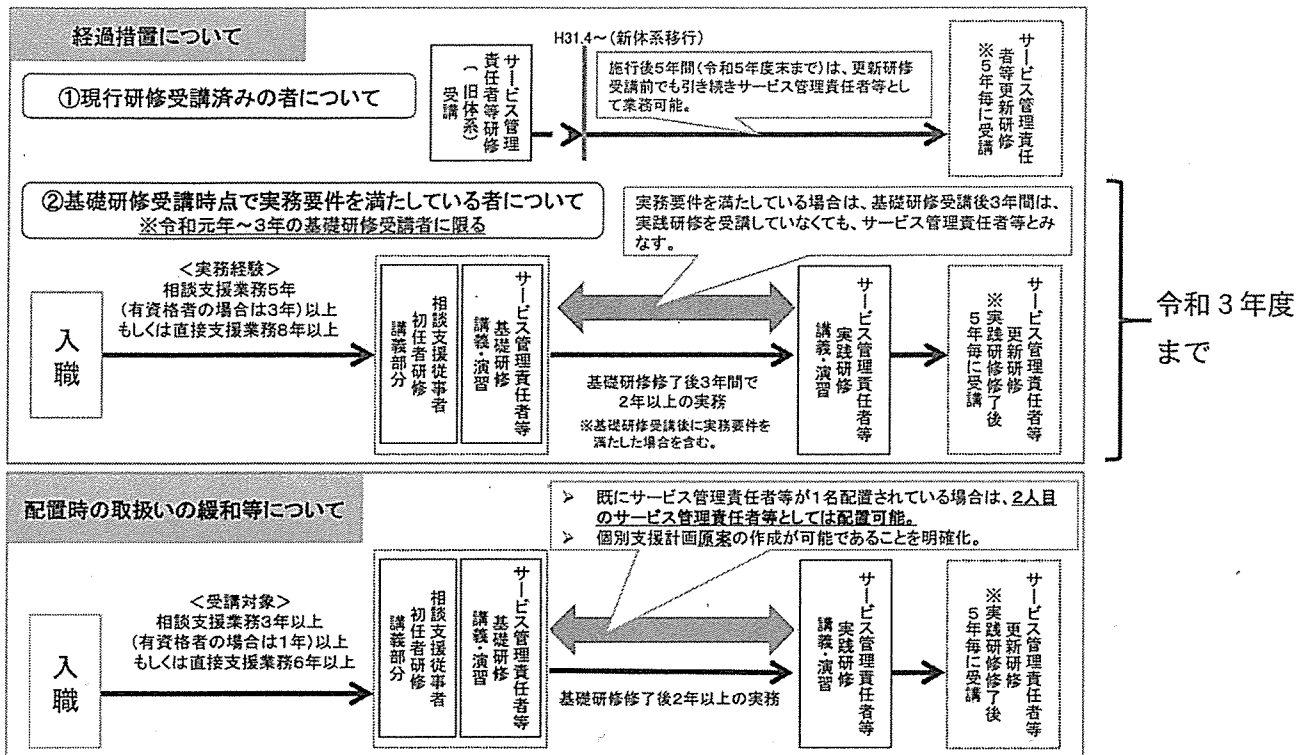


### (注)一定の実務経験の要件

- ・実践研修: 過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- ・更新研修: ①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等の実務経験がある  
又は②現にサービス管理責任者等として従事している

【新規創設(予定)】  
専門コース別研修

【経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について】



(1) 旧カリキュラムのサービス管理責任者等研修を修了済みの者について（令和5年度までの経過措置）

平成30年度までの旧サービス管理責任者等研修修了者は、令和5年度末まではサービス管理責任者等として現に従事しているものとみなし、更新研修受講前でも引き続きサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として業務を行うことが可能ですが、令和5年度末までの間に更新研修を受講することが必要です。

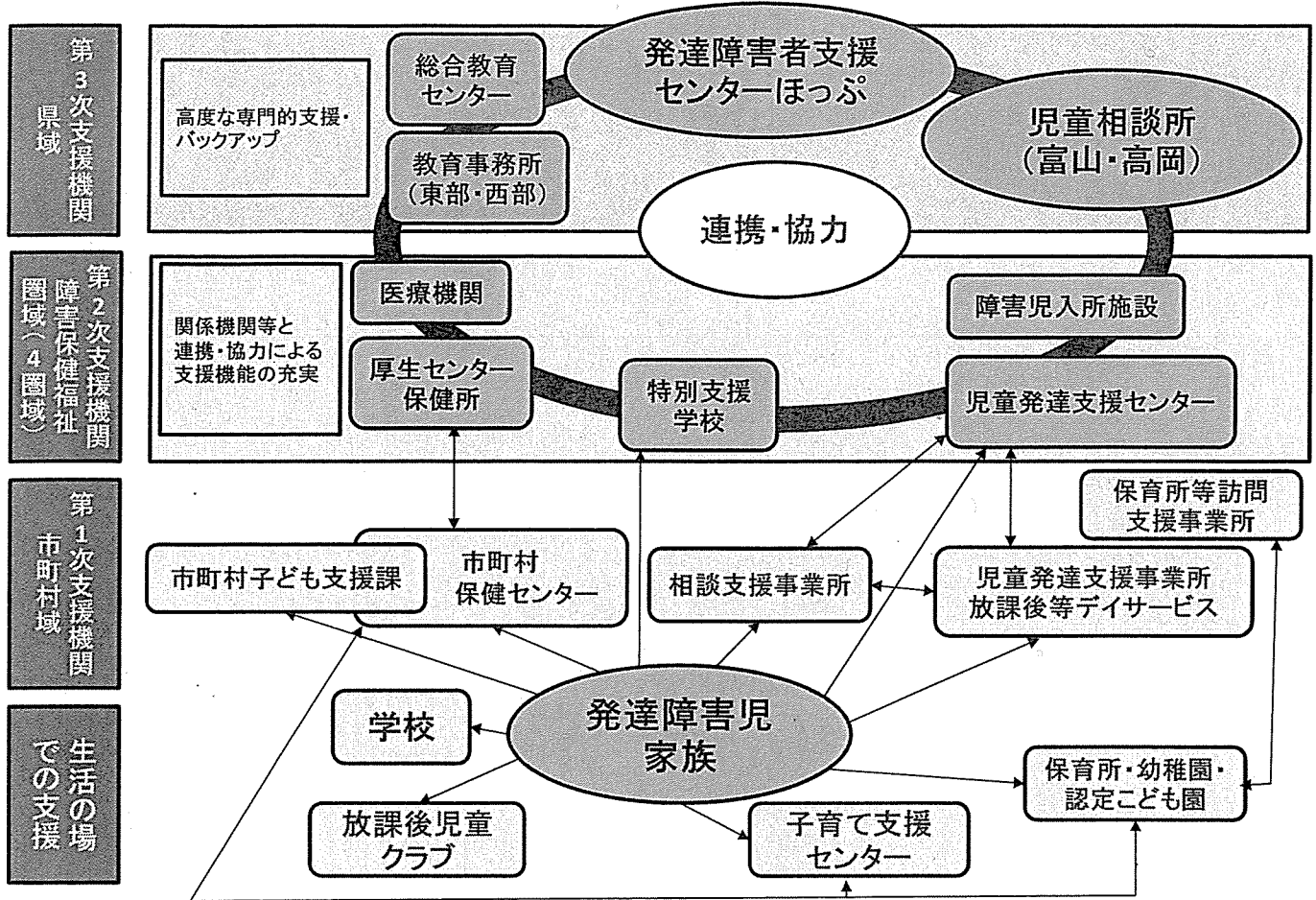
(2) 基礎研修受講時点で実務経験を満たしている者について（経過措置の終了）

経過措置として、令和元年度～令和3年度の受講者に限り、実務経験を満たしている場合は、基礎研修受講後3年間はサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者とみなして配置することができましたが、令和4年度以降の基礎研修受講者については、基礎研修修了後、2年以上の実務経験を経た後に実践研修を受講し、実践研修を修了しなければサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者として配置することはできません。

(3) 配置時の取扱いの緩和

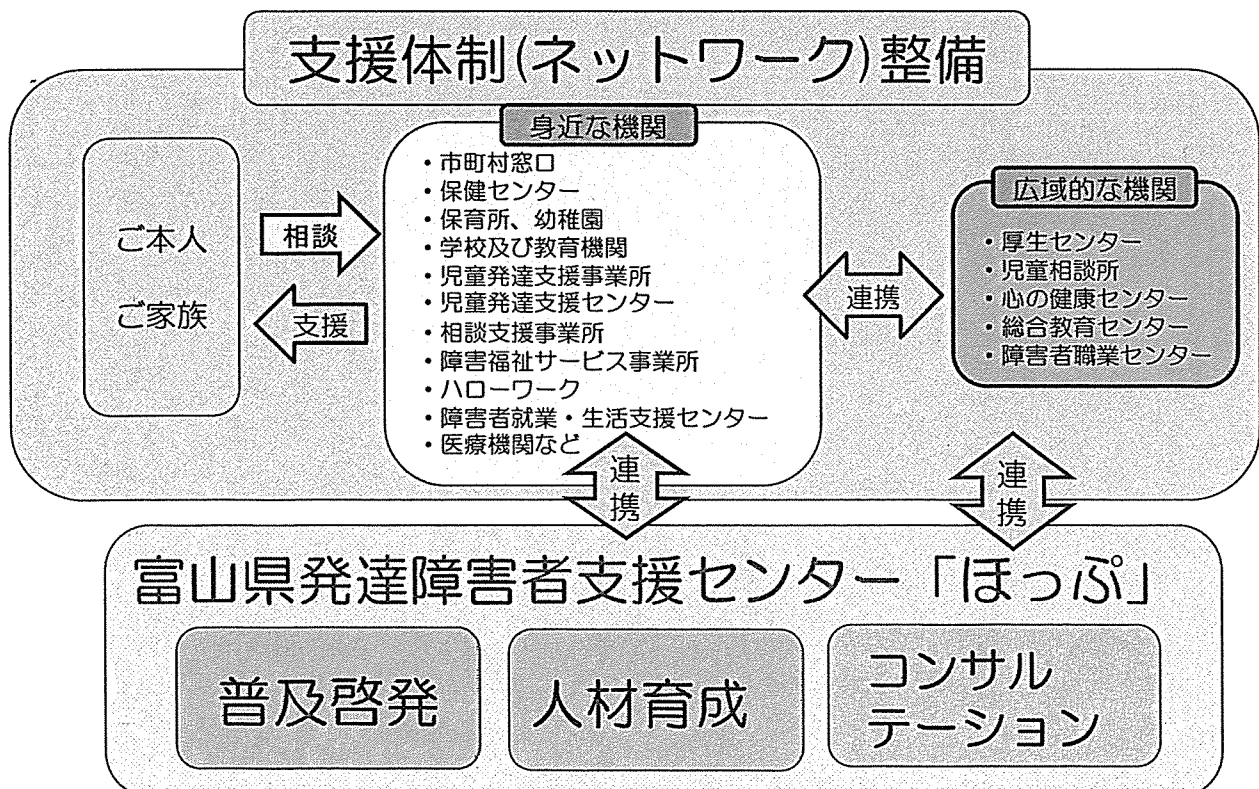
既に専従かつ常勤のサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者が配置されている事業所に限り、基礎研修修了者は個別支援計画原案の作成が可能（指定基準上の人員として配置されているとみなされます）

# 富山県発達障害児支援体制イメージ



## 発達障害者支援センター「ほっぷ」の事業内容

「ほっぷ」は、発達障害のある方が身近な地域で必要な支援が受けられることを目指して、その支援体制(ネットワーク)整備を行っています



### R 3 発達障害に関する取組み (県障害福祉課分)

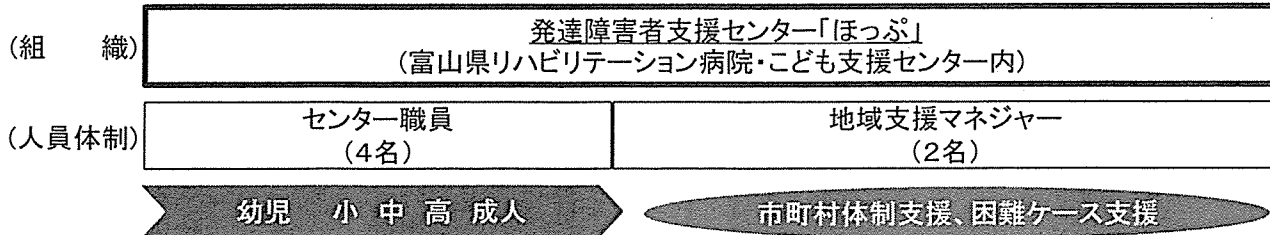
#### ① 富山県発達障害者支援地域協議会の開催

本県における支援体制の整備・強化等について関係機関で協議

#### ② 発達障害者支援センターによる相談支援、助言等

開設年月：平成15年7月 (一元化：平成28年4月～)

人員体制 (R1)：6名 ※職員4名、マネジャー2名 (+兼務2名 (センター長、科長))



#### ③ 地域支援マネジャー (2名) の配置

内容：市町村への巡回指導や困難ケースへの助言・支援を実施 ※臨床心理士、相談支援専門員

#### ④ ペアレント・トレーニング事業

内容：①障害児や保護者を対象とした講座、②講座の指導者となる保健師等の育成

#### ⑤ ペアレントメンター養成研修

内容：発達障害児者を持つ保護者からの相談や悩みに適切に対応できる人材の育成

対象者：発達障害児者を持つ先輩保護者

#### ⑥ 保護者サロン

内容：発達障害児を持つ保護者 (主に県東部在住) が他の保護者と交流や相談する場を提供

#### ⑦ 発達障害ピアサポート推進事業

内容：発達障害児を持つ保護者 (主に県西部在住) が他の保護者と交流や相談する場を提供

#### ⑧ 保護者向け講座

内容：発達障害の基礎知識、特性の理解や支援方法 など

#### ⑨ アセスメントツール導入研修

内容：発達障害を発見・評価するための手法等の習得

対象者：県内の保健師、保育士、教員等

#### ⑩ 障害福祉サービス事業所向け研修

内容：発達障害児支援の概要、地域での取組事例、参加者によるディスカッション など

対象者：県内の障害福祉サービス事業所の保育士や訓練士等

#### ⑪ 発達障害医師対応力強化事業

内容：発達障害のみかた、心理検査の概要、県内における支援体制の状況 など

対象者：県内の小児科医

#### ⑫ 発達障害者等青年期支援事業

内容：主に青年期の発達障害者が、県内2か所 (県東部、県西部) において、相談員等が実施するワークショップ等を通じて交流や相談ができる居場所の提供

# 富山県医療的ケア児等支援センター

当センターでは、在宅の医療的ケア児等とそのご家族が、身近な地域で安心して暮らせるように、専門相談員を配置し、広域的専門的な相談支援や、医療・福祉保健・教育その他の関係機関との連携・調整等を通じて、支援体制の充実を目指し、以下の事業を行います。

## 【 相談支援 】

- ・医療的ケア児者、重症心身障害児者及びその保護者や、専門職・関係機関等への助言・相談支援
- ・困難事例についての助言、関係機関間の情報共有、事例検討会等への参加
- ・医療的ケア児者等の支援に関する社会資源等の情報提供

## 【 関係機関との連携・調整 】

- ・医療的ケア児等を支援する事業所等の連絡会の開催
- ・地域で実施するケア会議への参画、地域課題の共有、地域資源開発の支援

## 【 人材育成 】

- ・医療的ケア児者等コーディネーター等の養成やスキルアップ

例えばこんな時

- ★ 毎日子どもの介護をするだけで疲れてしまい、見通しが持てず、誰に何を相談すればいいのかわからない
- ★ 医療的ケアに関する研修は受けたが、実際に受け入れるには不安があり、先進的に取り組んでいる事業所の現状を参考に教えてもらいたい
- ★ 以前のように働きたいと思うが、こどもの傍を離れる事にも不安がある。現実的には数年後かもしれないが、その時のためにどんな準備をすればいいのか知りたい

お電話ください

電話

**080-6352-4503**

受付時間

**月～金 9時から16時**（祝日、年末年始は除く）

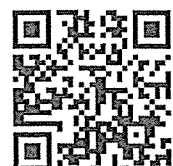
相談

**専任の相談員が対応します**

住所 〒931-8517

富山県富山市下飯野36番地

富山県リハビリテーション病院・こども支援センター内



障害福祉事業所を対象とした重症心身障害・医療的ケアに関する事業について

1 重症心身障害児（者）等受入促進事業

(1) 趣 旨

重症心身障害児（者）や医療的ケア児（者）等の支援に必要な物品等の購入や施設改修を行った法人に対して補助を行う。

(2) 事業内容

ア 対象者

- ・県内で、医療的ケア児（者）の受入れを行う次の事業所を運営する法人  
（生活介護、短期入所（福祉型）、児童発達支援、放課後等デイサービス）

イ 補助対象経費

- ・医療的ケアに必要な物品等の購入費  
（人工呼吸器、たん吸引器、血中酸素濃度計 等）
- ・受入れにあたって必要な施設改修費  
（バリアフリー化改修、安全確保のための改修 等）

ウ 補助額

- ・補助上限額 50万円
- ・補助率 1/2以内（県1/2、事業者1/2）

※予算の範囲内で交付

※1法人につき年1回に限る

2 重症心身障害児（者）在宅サービス提供体制整備促進事業

(1) 趣 旨

重症心身障害児（者）への支援方法や対応の注意点等を学ぶ研修会や実技指導等を行う。

(2) 事業概要

ア 対象者

- ・生活介護事業所等の従業者（看護職も含む）

イ 研修内容

- ・座学研修（1日間）  
重症心身障害児（者）の病態生理、日中活動支援、身体介助、生活介助 等
- ・実地研修（2日間）  
移乗、ポジショニング、体位変換、食事介助、入浴介助 等

ウ 場 所

- ・国立病院機構富山病院

### 3 喀痰吸引等第3号研修受講推進事業

#### (1) 趣 旨

県内の喀痰吸引等第3号研修の登録研修機関を対象に、喀痰吸引等第3号研修の受講費用の補助を行う。

#### (2) 事業内容

##### ア 対 象 者

- ・県内に事業所を有する社会福祉士及び介護福祉士法附則第4条第2項に規定する登録研修機関

##### イ 補助対象経費

- ・喀痰吸引等第3号研修（基礎研修及び実施研修）の受講費用

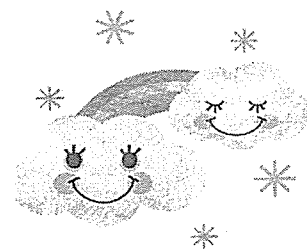
##### ウ 補 助 額

- ・基礎研修：1人当たり15,000円以内、受講料の3/4以内
  - ・実地研修：1人1行為当たり2,250円以内、受講料の3/4以内
- （例）実地研修を5行為実施した場合、受講生の負担が最大26,250円減額

※予算の範囲内で交付



## 重症心身障害児(者)等受入促進事業の ご案内



富山県では、障害福祉サービス等を提供する法人を対象に、医療的ケア<sup>\*1</sup>が必要な重症心身障害児(者)等<sup>\*2</sup>の方の受け入れに必要な環境整備に要する経費を補助しています。

**対象** 次の①と②の両方に該当する法人

- ① 富山県内で、生活介護、短期入所（福祉型）、児童発達支援、放課後等デイサービスのいずれかを行う事業所を設置する法人。
- ② 令和4年4月以降に、医療的ケアが必要な重症心身障害児(者)等の方にサービスを提供する法人。

**補助する経費**

- ・ 医療的ケアに必要な物品等の購入費  
人工呼吸器、たん吸引器、血中酸素濃度計などの医療器具その他医療的ケアに必要な物品等の購入費用（ガーゼやカテーテル等の消耗品は除く）。
- ・ 重症心身障害児者等の受入れにあたって必要な施設改修費  
バリアフリー化改修、安全確保のための改修その他受入れに必要な施設の改修費用。

**補助額**

- ・ 50万円以内（1法人につき年1回に限る。）
- ・ 要した費用の1/2以内（千円未満は切り捨て）  
例：費用が100万円以上で、全額補助対象であれば、最高50万円の補助になります。

**申請に必要な書類**

- ・ 申請書・事業計画書・収支予算書 … 以上、指定の様式あり
- ・ 参考資料（受入れ利用児(者)に医療的ケアが必要であることや重症心身障害児(者)であることがわかるもの 等)

**\* 補助金交付要綱や申請書等は、県障害福祉課のホームページをご覧ください。**

(<https://www.pref.toyama.jp/1209/kurashi/kenkou/shougaiasha/jigyousha/kj00020584.html>)

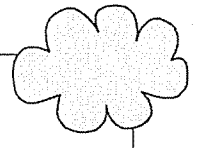
**問い合わせ先及び申請書類提出先**

富山県厚生部障害福祉課 地域生活支援係  
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7  
電話 076-444-3213 FAX 076-444-3494  
電子メールアドレス：ashogai Fukushi@pref.toyama.lg.jp

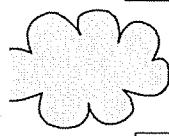
**締切** 令和5年2月末日

裏面もあります

【\*1「医療的ケア」について】



①点滴の管理	⑩留置カテーテル
②中心静脈栄養	⑪咽頭エアウェイ
③ストーマ（人工肛門）の処置	⑫吸引（気管、鼻腔、口腔）
④酸素療法	⑬導尿
⑤レスピレーター（人工呼吸器）	⑭吸入
⑥気管切開の処置（カニューレ交換、消毒等）	⑮摘便、洗腸などの排便管理
⑦疼痛の看護（鎮痛薬の点滴や注射 等）	⑯てんかん発作時の処置や対応
⑧経管栄養（経鼻、胃ろう、腸ろう）	⑰インスリン注射
⑨褥瘡の処置	⑱その他医療的ケアと県が認めたもの



【\*2「重症心身障害児（者）等」について】 次の①～②のいずれかに該当

- ① 医療ケア及び常時介護が必要な重症心身障害児（者）等であって、障害福祉サービスまたは障害児通所支援の支給決定を受けたもの。
- ② 医療的ケア及び常時介護が必要な難病（ALS、筋ジストロフィー）患児（者）であって、障害福祉サービスまたは障害児通所支援の支給決定を受けたもの。



## 喀痰吸引等第3号研修受講推進事業のご案内

富山県では、喀痰吸引等第3号研修の登録研修機関を対象に、医療的ケアが必要な方を対象とした喀痰吸引等第3号研修の受講費用を補助しています。

### 対象事業所

富山県内に事業所を有する社会福祉士及び介護福祉士法附則第4条第2項に規定する登録研修機関

### 補助する経費

喀痰吸引等第3号研修（基礎研修及び実地研修）の受講費用

### 補助額

- ・基礎研修：1人当たり15,000円以内、受講料の3/4以内
- ・実地研修：1人1行為当たり2,250円以内、受講料の3/4以内

実地研修を5行為実施した場合、受講生の負担が最大26,250円減額

例：基礎研修の受講料が30,000円、実地研修の受講料が1行為5,000円で5行為受講の場合

⇒受講料(補助前)：30,000円+5,000円×5行為=55,000円+保険料等

うち補助額：15,000円+2,250円×5行為=26,250円+保険料等

### 申請に必要な書類

- ・申請書・事業計画書・収支予算書 … 以上、指定の様式あり
- ※申請される場合、登録研修機関は開講前に問い合わせ先までご連絡ください。

**\* 補助金交付要綱や申請書等は、県障害福祉課のホームページをご覧ください。**

<https://www.pref.toyama.jp/1209/kurashi/kenkou/shougai/sha/jigyousha/kj00011553/kj00011553-005-01.html>

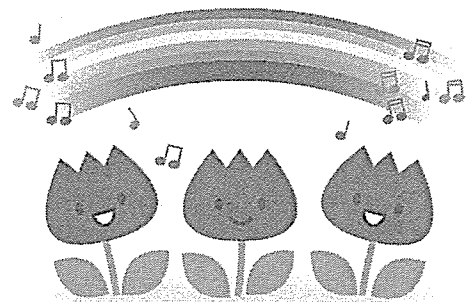
### 問い合わせ先及び申請書類提出先


富山県厚生部障害福祉課 地域生活支援係

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

電話 076-444-3213 FAX 076-444-3494

電子メールアドレス：[ashogai-fukushi@pref.toyama.lg.jp](mailto:ashogai-fukushi@pref.toyama.lg.jp)



<p>手話関連施策の策定、推進（第7条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「第4次富山県障害者計画」（H31～R5）への手話関連施策の明記</li> <li>○ 富山県手話施策推進協議会の開催 手話関連施策について意見聴取等を行う。</li> </ul>
<p>相談及び意思疎通の支援体制の整備（第8条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県聴覚障害者センターによる相談支援（県から運営費を補助）</li> <li>○ 県専任の手話通訳者（2名）の設置 障害福祉課と県聴覚障害者センターに県専任の手話通訳者を配置し、県主催行事や聴覚障害者の来庁時等において手話通訳を行う。</li> <li>○ 遠隔手話通訳サービスの提供 聴覚障害者が医療機関へ受診する際にスマートフォンやタブレット端末を通じて遠隔手話通訳サービスを提供する。</li> <li>○ 市町村の手話通訳者設置への支援</li> <li>○ 手話通訳者の派遣</li> <li>○ 県職員等向け手話講座の実施 県職員研修所において県・市町村職員、教員を対象に実施する。</li> <li>○ 聴覚障害者向け生活訓練の実施 コミュニケーション・情報機器等に関する講習会を実施する。</li> </ul> 
<p>手話による情報発信等（第9条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急記者会見への手話通訳士（者）の配置 新型コロナウイルス感染症等に関する緊急記者会見に手話通訳士（者）を配置。</li> <li>○ 知事定例記者会見の動画への手話通訳の挿入 県ホームページに掲載する知事定例記者会見の動画に、手話通訳を挿入する。</li> </ul>
<p>手話通訳者の確保、養成等（第11条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 手話通訳者の養成研修 一般、実践、現任の各研修の実施や講師養成講習会への派遣を行う。</li> <li>○ 手話通訳試験等の受験料への助成 手話通訳士試験や手話通訳者全国統一試験の受験者に対して、受験料の半額を助成する。</li> </ul>
<p>手話を学ぶ機会の確保等（第13条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県聴覚障害者センターによる普及（県から運営費を補助） 広報誌の発行、ホームページの運用、テキスト等の販売、センター研修室や情報機器の貸出しを行う。</li> <li>○ 字幕入り映像ライブラリー作品の制作、貸出し 聴覚障害者情報文化センターが制作した字幕入りDVD等を県聴覚障害者センターで貸出す。</li> <li>○ 手話普及活動への補助 県内の手話サークル等が民間団体や企業等に対して手話の普及活動を行う際に、その費用の一部を補助する。</li> <li>○ 「みんなで手話を知ろう、学ぼう」キャンペーンの推進 県聴覚障害者協会等とともに、広く県民に対して様々な機会を捉えて手話等について知る、学んでもらう取組を展開する。</li> </ul>
<p>学校における手話の普及（第14条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特別支援学校・小中学校教職員向け手話研修の実施 ろう者等による手話研修会やミニ手話学習会を開催する。</li> <li>○ 幼児児童生徒等への手話の学習機会の提供 幼児児童生徒、保護者に対して、ろう者等による手話学習会を実施する。</li> <li>○ 一般の学校における手話の理解と普及の推進 総合的な学習の時間等を活用した手話体験などについて、優れた取り組みを紹介する。また、手話の理解を深める小学生向け学習資料を配付し、手話に関する学習を推進する。</li> </ul>

## 富山県手話普及活動促進事業 出前手話講座します

### ■事業の趣旨

富山県では、2018（平成30）年「富山県手話言語条例」を定めました。

県民の皆さん誰もが、手話は国際的に認められた言語であり、ろう者にとって情報取得やコミュニケーションに必要な言語であることを理解していただくこと、手話に親しみ、日常生活で広く手話が使われる県をめざしています。

富山県手話普及活動促進事業は、県内の企業、法人、自治会、PTAなどの団体からの依頼に応じ、ろう者と交流し手話を学んで頂くための「出前手話講座」を開催します。

■主催・実施 主催は県、実施は富山県聴覚障害者協会

### ■講座開催の例

聞こえない・聞こえにくいこと、ろう者の生活などの理解と配慮について

手話実技 あいさつ 自己紹介 お店やホテルなどでのおもてなし、

職場での基礎会話、病院での基礎会話など

### ■申込みのための条件

①富山県内の企業、社会福祉法人や社団法人、特定非営利活動法人等の事業者、自治会、PTAその他の団体（以下「団体等」という。）とする。

申請は、希望する日の一ヶ月以上前までに申し込んでください。

②補助金の交付の対象とする活動は、県民に手話を学習する機会を提供する活動等、知事が手話の普及を促進すると認めるものとする。

③補助金の交付の対象経費は、活動に要する報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、使用料及び賃借料とする。

手話講師、手話通訳者の派遣にかかる費用、講師が用意する教材にかかる費用などもこの補助金から支出となります。

派遣する講師は、基本的にろう講師と聞こえる講師のペアです。

講座の受講料は無料で開催して頂きますが、教材について手話テキストを実費で購入していただく事もあります。

④活動1回当たり15,000円を補助上限額とし、1団体等につき5回までを年度の上限とする。

⑤時間は1回につき、1時間以上3時間までとする。（標準は2時間とする）

⑥会場の準備ができること

⑦参加者は申請団体が確保すること

⑧手話講座の写真撮影に協力頂けること（撮影した写真は富山県または富山県聴覚障害者協会の広報に使用させていただきます。）

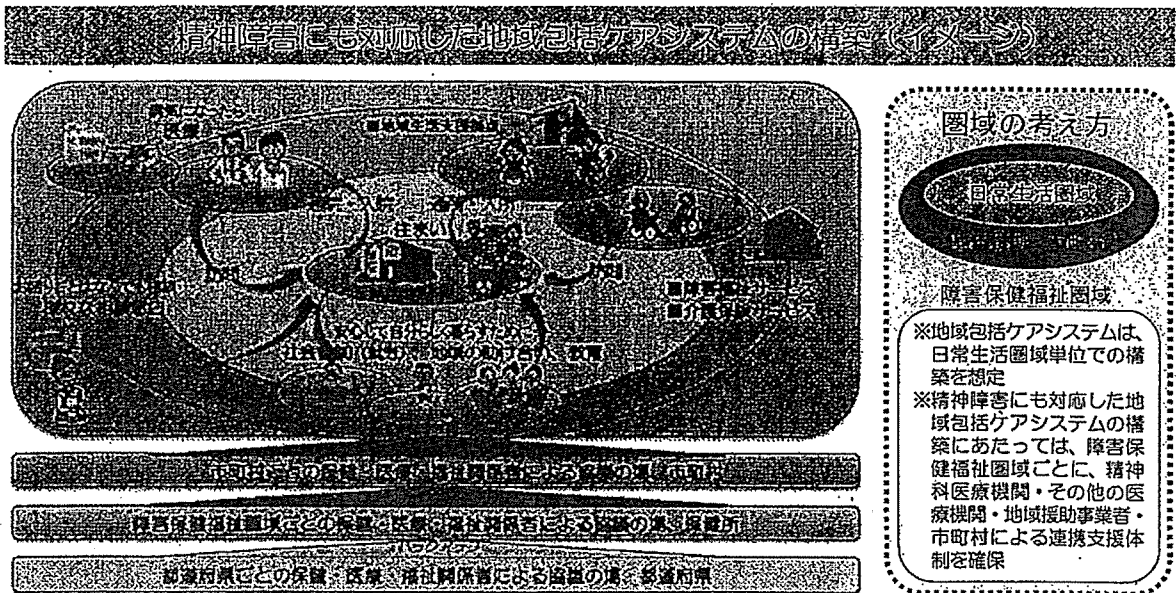
■問合せ先 社会福祉法人富山県聴覚障害者協会 〒930-0806 富山市木場町2-21  
電話 (076) 441-7331 / FAX (076) 441-7305

## 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 【現状及び目標設定の考え方】

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるように、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「地域包括ケアシステム」を構築していくことが重要です。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要です。



**圏域の考え方**

日常生活圏域

障害保健福祉圏域

※地域包括ケアシステムは、日常生活圏域単位での構築を想定

※精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、障害保健福祉圏域ごとに、精神科医療機関・その他の医療機関・地域援助事業者・市町村による連携支援体制を確保

(出典：厚生労働省資料)

県では、今後も引き続き入院者に対する退院意欲の喚起や地域生活を支えるためのサービスの充実等により地域生活への移行を進めていくこととしており、地域における平均生活日数の目標値については、国指針に即して、令和5年度末時点における平均生活日数を316日以上とすることを目指します。また、国指針に示される式に基づき、令和5年度末時点の65歳以上の1年以上長期入院患者数の目標値を771人、65歳未満の1年以上長期入院患者数の目標値を552人とします。さらに令和5年度末の基盤整備量※（サービス利用者数）を598人とし、これを勘案して各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込みを設定します。退院率の目標値については、国指針に即して、令和5年度

末時点における入院3箇月時点の退院率を69%以上、入院後6箇月時点の退院率8.6%以上、入院後1年時点の退院率を92%以上とすることを目指します。

#### ※基盤整備量

1年以上の長期入院精神障害者のうち一定数は、地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって地域移行が可能であるとの考え方にに基づき、国の基本指針の算定式により推計される当該精神保健医療福祉体制の整備量（利用者数）です。

政策効果によって地域移行が見込まれる長期入院患者数と同値です。

平成26年度の入院受療率を基に政策効果を見込まない将来の入院需要を推計し、国の基本指針に基づき算定のうえ、令和5年度末の基盤整備量を設定しています。

#### 【成果目標】

項目	基準	目標値	(参考) 第5期 目標値	考え方
精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	H28 292日	316日 以上	-	精神病床からの退院者（入院後1年以内に限る）の退院日から1年間の地域平均生活日数の合算／精神病床からの退院者（入院後1年以内に限る）総数
1年以上長期入院患者数（65歳以上）	H26 1,059人	771人	902人	6月末時点における入院期間が1年以上である者のうち、65歳以上の者の数
1年以上長期入院患者数（65歳未満）	H26 906人	552人	663人	6月末時点における入院期間が1年以上である者のうち、65歳未満の者の数
入院後3箇月時点の退院率	H28 64%	69% 以上	69% 以上	ある月に入院した者のうち当該ある月から起算して3箇月以内に退院した者の割合
入院後6箇月時点の退院率	H28 76%	86% 以上	84% 以上	ある月に入院した者のうち当該ある月から起算して6箇月以内に退院した者の割合
入院後1年時点の退院率	H28 85%	92% 以上	90% 以上	ある月に入院した者のうち当該ある月から起算して1年以内に退院した者の割合

## 【国指針】精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

## &lt;成果目標&gt;

- 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数  
精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。
- 精神病床における一年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）  
令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- 精神病床における早期退院率（入院後3箇月時点、入院後6箇月時点、入院後1年時点）  
令和5年度末における入院後3箇月時点、入院後6箇月後時点及び入院後1年時点の退院率の目標値を、それぞれ69%以上、86%以上及び92%以上として設定することを基本とする。

## 【目標達成のための方策】

- ・ 精神障害者が地域生活に移行できるよう、保健・医療・福祉分野の従事者のほか、メンタルヘルスサポーター、ピア・フレンズなど、地域生活を支援する人材の育成や資質の向上を行い、地域における受入れ基盤の拡充を促進します。
- ・ 精神障害者の相互の交流を促進するとともに、精神障害者家族への相談支援のための事業を推進します。
- ・ 多職種（医師、看護師、保健師、相談支援専門員、ピア・フレンズなど）チームによる訪問支援により必要な精神医療・福祉サービスにつなげ、精神障害者本人や家族が安心して地域生活が継続できるような支援体制を整備するよう努めます。



## 精神障害者支援人材育成研修事業

## 1 目的

これまで精神障害者へのサービス提供の機会が少なかった障害福祉サービス事業所等の職員を対象に、精神障害者支援に関する研修を実施し人材育成を行うことで、精神障害者へのサービスの質の向上と、より多くの事業所で精神障害者の受け入れができる体制づくりを進める。

## 2 実施主体 県（富山県精神保健福祉士協会に委託）

## 3 事業内容

## (1) 内容

精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修カリキュラムに沿った内容

※新型コロナウイルス感染症対策のため、昨年度同様、施設見学を講義に変更。

## (2) 対象者 相談支援事業所職員、介護支援専門員、地域包括支援センター職員

## (3) 募集定員 30名

## (4) 研修日程

日程	内容
研修1日目 2月16日（水）	講義1 『精神障害者の障害特性の総論的理解』 講義2 『障害特性の理解と具体的な対応①（統合失調症・気分障害）』 演習A 『対応方法と援助技術』（グループワーク）
研修2日目 2月24日（木）	講義3 『障害特性の理解と具体的な対応②老年期・依存症・発達障害』 演習B 『対応方法と援助技術』（グループワーク） 講義4 『当事者の想い（当事者からの講演）』 講義5 『社会資源と連携、家族支援』 演習C 『効果的な支援のための支援』（グループワーク）

→新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、今年度の研修は中止

# 富山県依存症相談支援センター

アルコール・薬物・ギャンブル等に依存している本人や家族の方などを支援します。

専門スタッフが相談に応じ、保健・医療・福祉・司法等の関係機関と連携し、

回復に向けての具体的な方法をとともに考えます。

また内容に応じて、適切な関係機関におつなぎします。

依存症は誰でもなりえる病気です。

自分で止めようと思っても、止められない病気なのです。

回復可能な病気なので是非、ご相談ください。

## ご利用案内

**利用される方** アルコール・薬物・ギャンブル等の依存状態にある本人や家族等

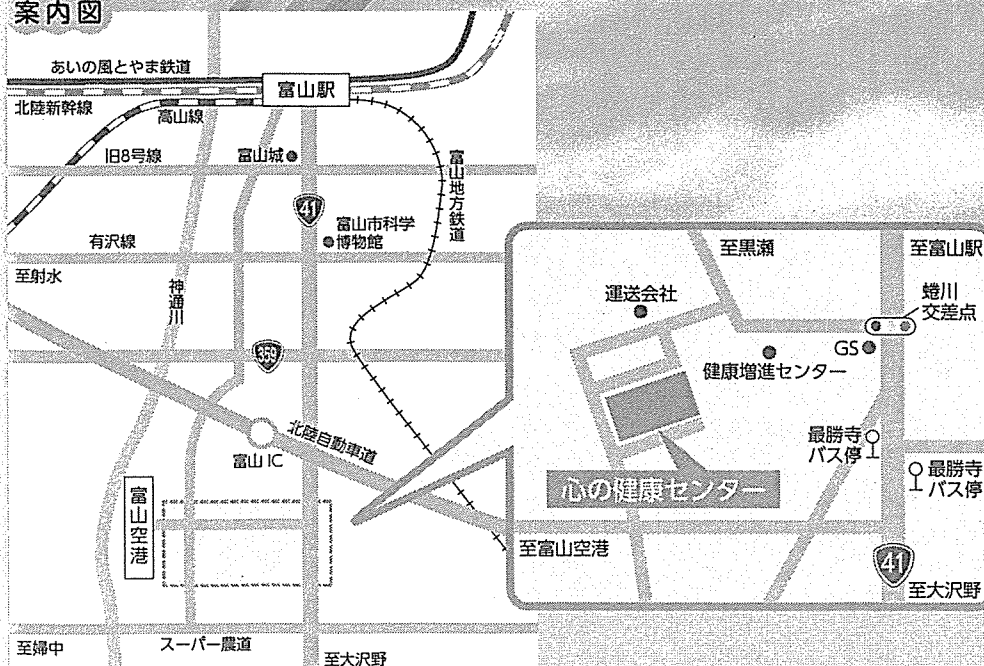
**相談方法** 電話・来所等により相談に応じます。  
(来所相談は予約制です) ※秘密は厳守いたします。

**相談時間** 月曜日～金曜日 8:30～12:00 / 13:00～17:00  
祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く

**専用電話** TEL 076-461-3957

**場 所** 富山県心の健康センター内(〒939-8222 富山市蛸川459-1)

## 案内図



## 交通機関

路線バスを利用される方は  
富山駅前バス乗り場から⑥番乗り場  
笹津行・猪谷行・春日温泉行  
最勝寺で下車(バス停から徒歩10分)

お車を利用される方は  
富山インターチェンジから、国道41号を  
700mほど南下(大沢野方面)し  
蛸川交差点で右折

# 依存症は誰でもなりえる病気です。

回復可能な病気です。

自分で止めたくても止められなくなる病気です。

止めたいと思ったことはありませんか？

本人だけでなく支援しておられる方のご相談もお受けします。

## 一人で悩まずに、まずはご相談ください。

やめたいけど、やめられない  
何度かやめようとしたが挫折した  
自分でコントロールができない  
もうしないと約束しても続かない  
家族に嘘をついてでもやりたい  
仕事よりも優先  
家族よりも優先  
何よりも優先  
借金してでも続けてしまう  
やっていることに罪悪感がある  
本当はもうやめたい  
やめて普通に生きたい

相談は無料で  
行います  
(秘密厳守)



# TEL 076-461-3957

月曜日～金曜日 8:30～12:00 / 13:00～17:00  
祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く

## 富山県依存症相談支援センター